

平成30年度第2回陸前高田市景観審議会議事録

1 日時 平成30年5月9日(水)

午後 1時30分 開議

午後 2時47分 散会

2 場所 陸前高田市役所4号棟第4会議室

3 議事

議案第1号 陸前高田市景観計画(素案)について

4 出席委員(7人)

会長 平野 勝也 委員 浅沼 ミキ子 委員 菊池 満夫

委員 三浦 まり江 委員 三宅 諭 委員 武藤 徹

委員 箱石 貴文

5 説明のために出席した者

建設部長兼都市計画課長 阿部 勝 都市計画課計画係長 永山 悟

6 職務のために出席した職員

建設部都市計画課

課長補佐兼下水道係長 山口 透 主任 若林 謙一郎

主事 志田 一朗 主事 田添 裕司 主事 田畑 晶子

主事 長崎 翔太

7 審議会の概要

午前1時30分 開議

(1) 開会

○事務局(阿部部長)

大変お疲れ様でございます。定刻ほんの少し前でございますが、皆様お揃いでございますので、只今より、平成30年度第2回陸前高田市景観審議会を開会させていただきます。都市計画課の阿部でございます。議事に入るまでの間、進行を務めさせていただきますので、よろしく願いいたします。では、開会に当たりまして、岡本副市長からご挨拶を申し上げます。

(2) 挨拶

○岡本副市長

副市長の岡本でございます。本日はお忙しい中会議に出席いただきまして本当にありが

とうございます。前回景観審議会を4月4日に開催させていただいた訳でございますけれども、そこから1か月、その間も総合交流センター・夢アリーナたかたが開館し、今泉保育所で安全祈願祭を行い、高田小学校で安全祈願祭、小友コミュニティセンターが竣工した、完成したなどと、新たな公共施設の建築も徐々に進んでいるのかなと思います。これに合わせるかのように中心市街地におきましても、新しい建築やお店が増えて建築が徐々に進んできているという状況かなと思います。一方、広告物につきましても、それほど今、中心市街地含めて多くある訳ではないですけれども、ちょうどその道路を下りたところにも、国道沿いに看板が徐々にできてきたような気もしております、そういった広告物に対する考え方というものもしっかりと、そろそろ整備していかなければならないというような状況になっているのかなと思います。今回、景観計画につきまして前回のご意見を基に一部修正を行い、4月6日から20日までパブリックコメントを実施したところであります。パブリックコメントの結果といたしまして、2件ほどご意見をいただいております、これについてどう対応するかということをお話しさせていただければと思っております。本日審議会では、このパブリックコメント等を踏まえた最終案といえますか、陸前高田市の景観計画についての案をお示しさせていただいておりますので、ご議論いただければと思っております。よろしく願いいたします。

○事務局（阿部部長）

それでは資料の確認をまず初めをお願いいたします。事前にお配りしておりましたが、今日の次第、配席図、それから資料1「陸前高田市景観計画」、資料2「景観計画（素案）のパブリックコメントで出された意見と市の対応」ということにお配りしております。また、参考資料として「第1回陸前高田市景観審議会での指摘事項とその対応について」ということでもお配りしております。ございますでしょうか。よろしいですか。

続きまして、本日の市側の出席者を紹介させていただきます。副市長の岡本でございます。都市計画課からは、山口課長補佐でございます。そのほか、都市計画課の関係職員が出席しております。私は、阿部でございます。よろしく願いいたします。

なお、本日の会議は、議題に関わる関係で現地視察を行う予定となっております。事務局の議題説明の後、ご移動いただきます。案内いたしますので、よろしく願いいたします。

また、事務局から会議の成立について、ご報告いたします。本日は、8名の委員のうち7名のご出席を頂いておりますので、陸前高田市景観条例第28条第2項の規定により、本審議会が成立していることをご報告いたします。本会議につきましては、議事録を作成

いたしますので、つきましては、署名委員を、菊池委員にお願いいたします。また議事録を作成する都合上、録音をさせていただきますので、ご了承をお願いいたします。

説明は以上となりますので、ここからの議事の運営につきましては、平野会長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

(3) 議事

○平野会長

今日もよろしくお願いいたします。パブコメ2件はちょっと寂しいですね。それでは、次第に従いまして進めたいと思います。「3 議事」に入ります。

【審議】

議案第1号 陸前高田市景観計画（素案）について

○平野会長

議事（1）、議案第1号「陸前高田市景観計画について」ということで、現地視察とありますが、これは。

○事務局（阿部部長）

説明をしてから現地の方に。

○平野会長

説明を聞いて現地に行って帰ってきて議論ですね。分かりました。では、まず説明の方よろしくお願いいたします。

○事務局（志田主事）

それでは都市計画課志田から説明させていただきます。座って失礼いたします。

まずは、前回の審議会からの経緯を説明いたします。前回の審議会において出た景観計画の内容に関する指摘への対応の結果を、参考資料に整理しております。この3点を修正したもので、パブリックコメントを実施したところです。なお、区域の図面についてのご意見もいただきましたが、運用までには準備できるよう作業をしているところでございます。また、景観計画の周知についてもご意見をいただいておりますので、審議会後、区域内の地権者の方々や、県内の建築確認審査機関、建築関係の諸団体に、計画の概要版を郵送し、周知を図っているところです。

次に、パブリックコメントとその対応について説明いたします。資料は資料2のほうに

なります。パブリックコメントは、4月6日から20日までの2週間、実施いたしました。その結果、2つの意見書が提出されております。資料2をご覧くださいと思います。

1つめの意見書ですが、1項目めは、自動販売機に関する手続きの簡素化、審査日数の短縮の要望、についてでございます。内容は、まず(1)新規設置等の際の届出についてはできる限り手続きの簡略化をお願いしたい、(2)届出から行為の着手までに要する日数の短縮を考慮していただきたい、というものでございます。これについては、行為の着手の30日前までの届出は景観法で定められたものであるということを理解いただくような対応としております。2項目めは、景観形成基準に自動販売機推奨カラーを指定することの要望についてです。内容は、自販機業界では、「自販機自主景観ガイドライン」を定めているため、自販機景観推奨カラー「5Y7.5/1.5」を、素案に追加してほしい、という内容です。これについては、本計画では、「自動販売機の色彩は、周辺の景観と調和させるよう努める」としております。これは特定の色彩を定めるのではなく、陸前高田市の景観特性を踏まえ、それぞれの景観地区に合った色づかいとするものとして、ご理解いただくような内容としています。

次のページに移っていただいて、意見書の2つめとなります。1項目めは、シンボルロード等の文教施設や福祉施設が集中する道路については、幹線道路沿道区域に加えるべき、という内容です。こちらについて、今回の計画は、復興祈念公園の整備を契機に策定を目指しており、ご提起の内容は、今後の計画見直しでの課題とさせていただきたい、という対応にしております。つづきまして、2項目めは本丸公園の法面を区域に含めるべき、という内容です。こちらについても、今回の計画は、復興祈念公園の整備を契機としており、ご提起の内容は、今後の計画見直しでの課題とさせていただきたい、という対応にしております。つづいて、3項目めは、路上駐車対策についてです。休日昼間を中心としてまちなか広場周辺道路への路上駐車が多いことから、交通安全上だけでなく、景観上も何か規制又は対策が必要ではないか、という内容でございます。こちらについては、交通安全やまちづくりに対するご意見として、関係部局と共有させていただき、という対応にしております。また、街路灯の点灯時間について、駅前通りやまちなか広場の街灯が、深夜でも全灯点灯しているのは異様である、時間帯・通行量に応じた点灯の工夫等も検討すべき、という内容でございます。こちらについては、まちなかの街路灯は、防犯面や交通安全等、安全・安心の確保に配慮して設置しているもので、ご指摘の内容は、今後市街地の形成状況を見ながら検討させていただき、という対応にしております。つづきまして4項目めは、風力発電設備も規制の対象とすべき、という内容です。こちらについては、本計画は、風

力発電設備を工作物として扱っており、個別の規制方策については、今後の計画の見直しの課題とさせていただく、という対応にしています。

以上が、パブリックコメントについてであり、事務局としては、パブリックコメントを受けての、今回の計画の修正は行わないものとして、今回の資料1の景観計画につきましても、パブリックコメントで公開したものと同一ものとなっております。

最後に、事務局から1点、修正のご相談です。前回の審議会を受け、景観形成基準のうち、復興祈念公園周辺区域の建物の高さを12メートルと修正いたしました。これについては30ページをお開き頂ければと思います。これに関連して、もともと建物の高さにあわせて設定していた39ページの工作物の高さについても、あわせて12メートルに修正すべきと考えております。こちらについても、ご審査いただけますと幸いです。

以上で、事務局からの説明を終わります。この後、現地視察でも補足でご説明できればと思います。よろしくお願いいたします。

○平野会長

何点か課題が提起されましたが、まず現地視察ということで、審議そのものは現地を見て戻ってきてからご意見を伺えればと思いますので、事務局のほうで誘導をお願いします。

○事務局（阿部部長）

それでは、車を準備しております。この建物の前のほうにマイクロバスを用意しておりますので、そちらのほうに同乗いただければと思います。傘もこちらで準備しておりますので、外に着るものを持っていくくらいで大丈夫です。荷物はそのまま構いません。

（現地視察を実施）

○平野会長

事務局から説明いただきました景観計画と、視察、現地を見たわけですが、ご意見をいただければと思いますが、やっぱり見ると規模感がよくわかりましたね。おそらく、これがうまく行けば結構つつましい景観になるのではないかと、そんな気がいたします。ご意見をいただきたいと思いますがいかがでしょう。パブリックコメントで出された対応、それから参考資料に出ておりますが前回指摘いたしました点、それからさらに、前回、参考資料の一番上ですね、建物を12メートルとしたが、ところが工作物が13メートルのままであったのを建物に合わせて12メートルに修正したいというご提案でございますが、いかがでございましょう。

みなさんお考えの間に私のほうからひとつだけ、意見書の意見への対応ですが、この書き方だと少し冷たい感じがします。前回の議論の時にも見直しを行ってその時にきちんと

やっていきましようということがいくつかあった気がしますので、ぜひ、市としても近々に見直しを行うということを明言いただいたほうが、冷たくなくて良いんじゃないかなと思います。「状況を見て近々見直しをする予定にしております、その際、検討させていただきます。」とかですね、ちゃんと対応しますという雰囲気を出せませんかね。

○事務局（阿部部長）

そのようにしたいと思います。

○平野会長

細かいことなんですけれども、路上駐車対策のところの「関係部局と共有させていただきます」、これもすごく冷たいだら回しの表現なので、そういうのではなくて、もちろん景観計画の外であることは分かっている訳ですが、担当部局のほうから回答をもらって、それを加筆するとかですね、もちろん景観計画の外であることは明言した上で「景観計画の外なんだけれども、担当部局はこう申しております」というようなことを、ちょっとお手間ですけれども、お返しいただけると、紋切型で冷たくないというか。これは結果としては行政としては普通なのですが、パブコメを出した側の思いからすると、こういう回答が来るとゼロ回答だという風にしか見えないので、決してゼロではないお話だと思いますので、そういう回答をいただければという風に思います。いかがでございましょう。特に、本丸公園、もしくはその周辺の山腹のご指摘は非常に適切なお指摘かと思っておりますので、当審議会としても今後きちんと扱っていきたいと思っておりますので、その旨加筆いただければと思います。

ほか、いかがでございましょう。

○武藤委員

どちらかというと運用の段階の話かもしれないのですが、さきほど現場でも話題になった、2社以上の方が共同で柱を使ってくる場合に、1つとしてとらえるのか、群としてとらえるのか、その辺のシナリオみたいなものを想定しておきたいですねというのが1点目と、2点目は、今見てきた看板は、どちらかと言うと旧来型のアナログなんですよね。最近はITを使ったデジタルサイネージとか、色はある意味自由に変えられるという、そんなものがもしかしたら登場してきたときに、想定しておくのとしておかないのでは、行政側の受け側としての判断のスピードが随分違うと思っておりますので、その辺何かお考えがあれば宜しいのかなと思います。

○菊池委員

震災前にはパチンコ屋があって、デジタルの映像でやりましたね。

○平野会長

何かありますよね、映像流している看板ね。すでに存在していますね。LEDで光ったり文字が動いたりするものがあります。特別に目立つものについては、また別途考える必要があるのかもしれませんが。それはぜひ、それこそ見直しのタイミングで厳密には盛り込むべきかと思いますが、前段階で、武藤委員の指摘のあった運用の方法ですね、それについてはぜひ考えて頂きたいと思っております。ただ、審議会として一応の方針は示したほうが良いような気がしますので、現地で少し議論させていただきましたが、一連の柱に立っている複数の板のケースは合算するのが適切かと思えます。これでよろしいですね、皆さん。

それから、もうひとつ、冗談のように言いましたが、ハリウッドの表示板がありますよね、ああいう風に柱は別なだけけれども、複数の構造体で一連の何がしかの表現をしているケースは、それも一連のものとして扱って、表示面積も合算すると、たぶんそれくらいかなと思います、現地で少し議論になったのは。そういうことは、その方針で内規のほうを作って、これは景観計画に直接書き込むことでもないような気がしますので、運用内規等々を今後整備いただく必要が、こういう景観計画に直接書いていないような細かい点をどのように運用していくのかということところは当然出てくるかと思えますので、方向としてはそういった方向で運用なさると良いのではないかというのが審議会の意見ということでよろしいですよ。

○菊池委員

運用にしても規制までできるのですか。景観計画で規制がかかっていないのだけれども、実は運用でこうしていましたという形はありますか。

○平野会長

そこは、表示面積の基準をこのように運用するという事なので、表示面積の規制はございますので、そこは読みしろがあると思いますが、いかがですか、事務局としては。

○事務局（永山係長）

面積のカウントの仕方ですよ。それは、どのように面積とするというのは計画には厳密には入れてないですけど、今言ったようなところで、内規ということで良いのかなと思えます。

○平野会長

逆に内規は是非お作りください。担当者によって言うことが違うと、いちばん事業者側を困らせることになりますので、なるべく担当者が変わっても同じことを皆さんちゃんと

仰れるような状況を作っていただくのが理想かと思います。他にございますでしょうか。

○事務局（永山係長）

さっきの電飾についてですが、40ページの建植広告物の自家用も案内もですけども、例えば、案内の一番下に周辺との調和という見出しのところに、こういう定性的な、「周りの建物やまちなみとの調和がとれたものとし、強い光が連続的に点滅したり、動きの激しい映像、大きな音を出すこと等は避ける。」と書いておきまして、基本はこれで規制するのかなという風に認識しております。

○平野会長

これで運用してみてですね。もう少し具体的に書いていないと、それこそ先ほど菊池委員が仰られた、内規レベルで運用しきれないかどうかというのも運用してみての話になりますので、この項目をもとに、設置したいと仰っている方にこういうものがあるから勘弁してくれということを書いて、うまくいくかどうか、うまくいかないようであれば少し強めのことを書かなければいけない可能性もある。いっぺん作ってそれで終わりというものではないと思うんですね。事業者とのやり取りをやりながら、どうやれば良い景観が、市民全体から見ても良い景観がちゃんとできるし、事業者から見ても節度ある形で円滑に事業が実施できる状況をつくる、ちゃんと Win-Win になっていけば大丈夫だと思いますので、その辺は運用しながら問題が出たら改善していくという姿勢がすごく大事だと思っております。ということで事務局よろしく願いいたしますね。

○事務局（永山係長）

今の電飾の関係で追加です。32ページをご覧くださいまして、先ほどは建植広告物の話ですけども、32ページは建築物利用広告物のほうがございまして、こちらの項目についてはいまの電飾、デジタルサイネージを想定したものが実は記載しておりませんで、その前のページ、31ページの下のところは広告と限定せずに「その他照明」というところで書いてはいるんですけども。

○平野会長

これは書いた方がいいですね。

○武藤委員

今、電車の吊広告というのは、テレビモニターに替わってきているんですよ。これは間違いなくローカルにもそういう流れが来ます。一方で、都心なんかだとエキナカでも柱に巻いている薄型テレビというのがサインの主流になっているので、ここでいう光の点滅というのがネオン系だとすれば、そもそも動画がそこに映りこんでいつも流れているもの

は色としてどう捉えるかとかですね、すごく難しい話になってくるのではないかなと思っています。そこをどう、今表すかどうかは別にして、どう受け止める可能性のある課題なのか、どう捉えておくか、その辺がすごく微妙ですね。まだ実際そういう世界観はそこにはたくさん来ているわけではないですけども、間違いなくITの進展に伴ってそういう環境には置かれて来るかなという風に思います。

○菊池委員

映像モニターも広告として大きさを捉えるということですか。

○武藤委員

それは板の大きさとして、今も3.5平米とか入っているのですが、それ自体の中で動いてしまう。

○平野会長

動くのが非常に目立ちますもんね。

○事務局（阿部部長）

ここ、「動きの激しい映像」って、激しくなければ良いのかという問題もありますけれども、将来的には問題になってくると思います。

○武藤委員

ある程度相談するという環境に位置づけるということなんだと思いますけれども。

○平野会長

武藤委員の仰る通りなんですけど、技術的にはおそらく、パチンコ屋さんが設置しているのは、LEDベースの表示板で動画等々を流しているものだと思います。エキナカでやっているものは液晶ベースのものでございますので、まだまだ液晶ですと屋外対応にすると技術的にコストが相当かかるのではないかと思いますので、次の時代、もうちょっと経ったら出てくるような気がするのですが、それまでに対応を考えるというくらいのイメージで、40ページにございます、建植広告物に関して「周辺との調和」という項目で今あります、40ページですね、「周りの建物やまちなみとの調和がとれたものとし、強い光が・・・」の文言を建築物利用広告物、建物の壁面であっても全く同じ文言を入れて、規制をしようという必要があるのではないかと思いますので、いかがでございましょう。それを運用しながら、液晶ディスプレイ等々、困ったものが出てきたときは、状況を見ながらまた景観計画を改定していくという流れで考えられればと思いますが、いかがでございましょう。よろしいですか。では、32ページのほうに「周辺との調和」ということで。

○事務局（阿部部長）

よろしいんじゃないでしょうか。

○平野会長

このままの文言で、同様の記載をしていただければと思います。事務局提案のほかに、今の修正を加えた形で景観計画を進めていくということで、他にございますでしょうか。お気づきの点がございましたらよろしく申し上げます。具体的にここをこうというより、こんなイメージのことが懸念されるというような形でも構いませんので、どうでしょうか。お一方ずつお話を伺いたいとおもいますが、いかがでしょうか。三宅先生、いかがですか。

○三宅委員

特にありません。

○平野会長

箱石委員、お願いします。

○箱石委員

すみません、特にありません。

○平野会長

では、浅沼委員、どうでしょうか。

○浅沼委員

見学してきた際に、法面がかなり出来るんだなあということを、素人の目でも見えたのですが、狙ってくる方々はかなりいらっしゃると思うんですけども、看板とかの前に何か色々な形で観光とか陸前高田らしきみたいなものを何か先に考えておくのはあるのかなと思ったところです。

○平野会長

ちょっと現地視察でお話をしましたが、法面は基本的には公有地、多くの場合は市の土地かと思います。なので、民間事業者が屋外広告物を設置することは一般的には認められないと思いますが、逆に懸念しないといけないのは、公共の方が陸前高田らしさを表現するという名のもとに変わったことをしてしまうということがあり得なくはないので、そこは少し、どうすればいいですかね、考えたほうが良いと思っているのですが、素敵な表現のしかたならいいのですが、露骨にマークとか描いてあると景観的に良くないと思いますので、そういうことが起こらないようにしたほうが本当は良いのですが、これも課題ですね。

○事務局（阿部部長）

そういう議論があったというのは記しておきたいと思います。

○平野会長

まずはそうしておいて、おそらく今後、景観重要公共施設などのことも検討いただくタイミングが来るかと思います。大体道路等とかが出来上がってからですね。それを、景観を守るために、景観重要公共施設なんかの設定を認定していくという作業が生まれるかと思います。その時に、道路として大事な道だけでなく、その道路が景観的に重要な法面を抱えている場合は、景観重要公共施設に指定をして、その景観整備方針に法面についてどうしていくのかを明記しておく、公共事業のほうも、明快に景観計画の中でコントロールできる状況になりますので、これはやはり次の見直しのタイミングでの宿題かと思います。良い意見をありがとうございました。菊池さんはいかがでございましょう。

○菊池委員

いいえ。大丈夫です。

○平野会長

よろしいですか。三浦さんいかがでしょう。

○三浦委員

大丈夫です。

○平野会長

では、大体意見が出尽くしたかと思しますので、おさらいをしますと、事務局から提案がありました点としては、まず参考資料のほうの対応ですね。前回の審議で変更した対応、さらに、前回の審議で落ちていた、建物の高さを12メートルとしたにも関わらず工作物が13メートルで残っていたので、工作物も高さを12メートルにするという修正、それから今議論の中でありました、LED等々を用いた看板を念頭に置いた記述である、本体のほうの40ページにあります、建植広告物の規制、「周辺との調和」という項目に入っております、「周りの建物やまちなみとの調和がとれたものとし、強い光が連続的に点滅したり、動きの激しい映像、大きな音を出すこと等は避ける。」という文言を建築物利用広告物、32ページのほうにも書き加えるという修正をさらに加えるという形で、この審議会として陸前高田市の景観計画としたいと思いますが、いかがでございましょう。異議なしでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

はい、ありがとうございます。異議なしと認めます。それでは、次第に戻りますと、(1)議案第一号が終わりました。「その他」について議事ございますでしょうか。

(「なし」の声)

それでは、以上で、本日の議事のほうを終了させていただきます。議事が終わりましたので、進行を事務局のほうにお返しします。

(4) その他

○事務局（阿部部長）

平野会長、ありがとうございました。続きまして、次第の「4 その他」でございますが、事務局側から陸前高田市景観計画の運用までのスケジュールについて説明させていただきます。

まず、本日は承いただきました計画を5月14日、来週でございますが、市の都市計画審議会で審議いたします。5月14日の審議会で裁決をいただければ、6月1日を目途に本計画を策定ということで、運用を開始する見込みでございます。

事務局からは以上となります。全体、その他皆様方からはございませんでしょうか。よろしいですか。

（「なし」の声）

(5) 閉会

○事務局（阿部部長）

それでは、以上をもちまして、平成30年度第2回陸前高田市景観審議会を閉会させていただきます。大変、どうもありがとうございました。引き続きよろしく願いいたします。

午後2時47分 散会